

中間市女性人材リスト登録事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、政策、方針決定過程への参画をはじめ、あらゆる分野への女性の登用を推進するため、さまざまな分野にわたる女性の人材情報を蓄積し、情報提供を行うことにより、女性の活躍の場の確保と、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 中間市女性人材リスト（以下「リスト」という。）の対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に居住又は勤務し、若しくは、市内の団体に所属している20歳以上の女性
- (2) 市政に関心があり、地域の発展に熱意をもって、審議会等に参加する意欲のある者
- (3) 中間市の一般職職員（嘱託職員、非常勤職員、臨時職員を除く。）、常勤の特別職職員及び議会の議員でない者
- (4) 次の各号のいずれかの分野に関心のある者又は専門的知識、技能等を有している者
 - ア 保健福祉・医療
 - イ 文化・スポーツ
 - ウ 生活・環境
 - エ 農・商・工業、建設
 - オ まちづくり
 - カ 子育て・教育
 - キ 人権・男女共同参画
 - ク 国際交流
 - ケ その他市が政策、方針決定を行うに当たり、必要とする分野

(登録方法)

第3条 リストへの登録を申請しようとする者は、中間市女性人材リスト登録申請書（別記様式。以下「登録申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による登録申請書の提出に当たっては、自薦及び他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合においては、本人の承諾を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による登録申請書の提出があったときは、登録することが適当と認められる者について、リストに登録するものとする。

(リストの活用)

第4条 市長は次に掲げる場合において、リストを活用するものとする。

- (1) 各種審議会、委員会等の委員の選任にあたり情報を必要とするとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第5条 市長は、中間市個人情報保護条例（平成18年中間市条例第21号）の趣旨に則り、登録事業の目的以外のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(情報の管理)

第6条 市長は、リストに登録した情報の管理を次のとおりに行わなければならない。

- (1) リストに登録した個人情報、中間市個人情報保護条例の規定に基づき管理する。
- (2) リストの更新は、変更の申請があり変更事項が確認された時点で随時行う。また全登録者は5年毎に再登録を行うものとする。

(登録の抹消)

第7条 次に該当する者は、リストから登録を抹消するものとする。

- (1) リストから登録の抹消を申し出た者
- (2) リストを営利目的に利用しようとする者
- (3) リストを政治活動・宗教活動に利用しようとする者
- (4) 市長が登録者として不相当と認めた者

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。